○警察職員の職務執行に伴う物的損害の補償要綱の制定について

令和４年３月29日

道本務第5165号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

警察職員が職務執行に伴って受けた物的損害の補償については、これまで「警察職員の職務執行に伴う物的損害の補償要綱の制定について」（令３．３．16道本務第4892号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、様式について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「職務執行に伴う物的損害の補償要綱」を定め、令和４年４月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

第１　見直しの要旨

別記第１号様式（第４の事項関係）の所属長の押印欄を廃止した。

第２　要綱の解釈及び運用

項　　目	解　釈　及　び　運　用
１　適用範囲（第２の事項関係）	⑴　この要綱による補償は、警察職員の職務の特殊性に基づく勤務態様において私有の物品に損害を受けた場合にのみその損害を補償することを原則としていることから、当該損害の発生に至ることとなった行為が次のアからウまでの事項に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行うものとする。 ア　適法な職務執行であること。 イ　損害が職務執行に起因するものであること。 ウ　損害の原因が本人の故意又は重大な過失によるものでないこと。 ⑵　「職務執行に伴い」とは、次に掲げる行為に伴う場合をいうものであって、これらの行為に該当する職務を執行中に受けた物的損害を補償の対象とする。したがって、警ら中において又は現場へ出動する場合等において単に遺失したような場合は含まれないものである。 ア　犯罪が正に行われようとするとき、その行為を有形力を行使して制止する行為 イ　職務質問の際、相手方の暴行を抑止する行為 ウ　逮捕等のため追跡する行為 エ　抵抗する犯人を逮捕する行為 オ　同行、連行及び護送の際において、抵抗を抑止し、又は逃走を防止する行為 カ　保護対象者の抵抗を抑止して保護する行為 キ　治安警備実施において、実力規制する行為 ク　雑踏警備に従事中並びに災害警備活動及び人命救助活動

	中の行為 ケ　交通違反現認後の指導取締りに従事中の行為 コ　警備実施訓練、白バイ走行訓練、総合対処法訓練その他著しい危険を伴う訓練に従事中の行為 サ　その他警察本部長が特に認める行為 ⑶　「相手方の行為等により」とは、職務執行の直接の相手方の抵抗、暴力等の行為によることはもちろん、相手方以外の第三者の行為、人命救助活動などに従事中の不可抗力による場合をいう。 ⑷　「私有の物品」とは、職員が職務執行時に所持し、携帯し、又は着用していなければ警察目的が達成できない物品をいい、現金は含まないものとする。 ⑸　当該職員が借受けし、又は保管を依頼されている物品その他の所有権を有しない物品であって、かつ、関係法令の規定により道がその損害を賠償すべきものである場合は、この要綱による補償の対象としない。 ⑹　北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年北海道条例第38号）の規定により支給されている被服に損害を生じた場合は、当該条例の規定するところにより現物で交換され、又は支給されることとなるが、その程度に至らない補償等の場合又は定められている使用期間の満了した被服については、私有の物品とみなして取り扱うこととする。 ⑺　この要綱による補償は、物品の損害を受けた職員の経済的負担を軽減することが目的であるため、当該職員がその損害について相手方又は第三者から民事上の賠償又は補償を受けた場合は、その額を控除した額を補償の対象とする。
2　補償金額（第３の事項関係）	物品の補修が可能なときは、補修に要する実費額の範囲内で補償されることとなるが、この場合においても、当該物品の経済的効用を考慮し、補修によってもその使用価値が著しく減じられる場合（背広服のき損等）は、補修に要する実費額を超えて補償することもあり得る。
3　上申手続（第４の事項関係）	物品損害補償上申書に添付する関係資料は、おおむね次のとおりとする。 ア　当該事案の立証に必要とする資料 ㈠　職務執行の状況、損害を受けた物品の種類、損害の程度その他必要な事項を記載した当該職員の申告書 ㈡　損害の発生事実、損害を受けた物品の所携事実その他関連事実を証明できる者の報告書

	㈼　被害現品又は被害状況の写真 ㈾　その他必要と認められる資料 イ　品質の立証に必要とする資料 ㈠　当該物品の購入年月日、販売業者名、品質、価格等を証明する資料 ㈡　その他必要と認められる資料
4　損害補償委員会の設置（第５の事項関係）	委員に充てる「その他委員長が必要と認める者」とは、物的損害を補償する職員の職務執行が適法な職務執行かどうか、損害の原因が本人の故意又は重大な過失によるものかどうかの審査に必要と認められる、警察本部の主管課長等をいうものである。

別添

職務執行に伴う物的損害の補償要綱

第１　目的

この要綱は、道警察の職員（以下単に「職員」という。）が、職務執行に伴って受けた物的損害を補償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　適用範囲

この要綱による補償は、職員が職務執行に伴い、相手方の行為等により私有の物品を亡失し、滅失し、又はき損した場合に行うものとする。

第３　補償金額

１　補償金額は、損害を受けた物品の時価又は補修に要する実費の範囲内で算定するものとする。

２　時価額は、損害を受けた物品の取得価格から、当該取得価格に0.9を乗じて得た額に使用年数を乗じ、これを耐用年数で除して得た額を減じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

３　耐用年数を超えて使用した物品の時価額については、前事項の定めにかかわらず、損害を受けた物品の取得価格に0.1を乗じて得た額とする。

４　補償の対象とする物品名及び耐用年数は次表に掲げるとおりとし、次表に定めのないものについては、当該職務行為の内容、物品に損害を受けたときの状況、当該物品を所持した理由等を勘案し、個別に検討するものとする。

物　品　名	耐 用 年 数	備　　考
携 帯 電 話	３　年	その他の物品については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。
腕　時　計	10　年	
眼　　鏡	５　年	
背　　広	５　年	
替 ズ ボ ン	３　年	
シ　ャ　ツ	３　年	
靴	３　年	

５　補償金額は、１件につき３万円を限度とする。

第４　上申手続

所属長は、補償を要すると認められる事実が発生したときは、物品損害補償上申書（別記第１号様式）に損害を受けた者の申告書、現認証明書その他の当該事実及び当該物品の品質を立証するために必要とする疎明資料を添えて、警察本部長に（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部長を経由して警察本部長に）上申するものとする。

第５　損害補償委員会の設置

１　補償の要否及び補償金額の審査を行うため、警察本部に損害補償委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
３　委員長には警務部長、委員には警察本部の会計課長、警務課長その他委員長が必要と認める者をもって充てるものとする。
４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
５　委員長に事故があるときは、警察本部警務課長が委員長の職務を代理する。
６　委員長は、事案の内容により委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をもって、委員会の決定とすることができる。
７　委員会の庶務は、警察本部警務課において処理する。

第６　補償金額の決定

警察本部長は、委員会の報告に基づいて補償の要否及び補償金額を決定し、物品損害補償決定通知書（別記第２号様式）により補償を受ける職員の所属長に通知するとともに、当該職員に補償金を交付するものとする。

※　別記様式省略